

常陽照射済制御棒の照射後試験に係る作業

仕様書

令和7年11月

大洗原子力工学研究所
燃料材料開発部 集合体試験課

I. 一般仕様

1. 件名

常陽照射済制御棒の照射後試験に係る作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、経済産業省からの受託事業「令和 5 年度高速炉実証炉開発事業（基盤整備と技術開発）」の一部として高速炉に係る共通基盤のための技術開発委託事業に関する制御棒試料（被覆管、 B_4C ペレット、シュラウド管等を含む）の試験準備作業、機器分析業務（データ整理・データ集作成を含む）及び試験に使用する機器点検を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は試験の内容及び装置の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

3. 作業実施場所

- ・日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 照射燃料集合体試験施設（FMF）
管理区域及び非管理区域
（茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地）

4. 納期

令和 9 年 3 月 31 日（水）

※本作業の詳細工程については原子力機構担当者と協議のうえ決定すること。

5. 作業内容

5. 1 作業範囲

- (1) 制御棒試料の試験準備作業（試料の搬出入、試料採取を含む）
- (2) 制御棒試料の機器分析作業
- (3) 機器点検作業
- (4) 上記試験に係るデータ整理・データ集作成
- (5) その他（大洗原子力工学研究所、燃料材料開発部及び課内教育に対する業務）

5. 2 作業内容・方法

本件は、高速炉に係る共通基盤のための技術開発委託事業において、原子力機構が実施する高速炉制御棒の照射後試験に関する試験業務（試験に係る装置点検及び資料作成、試験準備作業を含む）及びデータ整理・データ集作成を行うものである。本事業では、高速炉制御棒について、機器分析し、制御棒試料の長寿命化に資するデータを取得することとなっている。上記のデータ取得に資するため、本試験では、過去に FMF に搬入した制御棒試料の機器分析に係る試験業務を行う。

なお、施設の詳細は別紙 1 を参照のこと。

(1) 制御棒試料の試験準備作業

① 制御棒試料の整理、搬出入

FMF にて保有している制御棒試料について、各セル間や装置間の移送作業を行う。機器分析前後には試料の識別や梱包等の整理を行うとともに、燃料材料開発部が所有する燃材部試料管理システムを用いた試料管理を行う。

② 制御棒試料の試料採取

制御棒試料を詳細外観装置、電界放射走査型電子顕微鏡（以下「FE-SEM」という。）、透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）等の分析装置への取り付け、また、密度測定が実施できるよう部材切断装置、試料研磨装置、集束イオンビーム加工装置（以下「FIB」という。）を用いて試料を採取し、調整する。

試料についてはホット試料又はコールド試料で 3 試料程度とする。

(2) 制御棒試料の機器分析作業

詳細外観観察装置、FE-SEM 及び TEM を用いた表面観察、元素分析及び微細組織観察等の機器分析並びに密度測定を行う。

試料についてはホット試料又はコールド試料で 3 試料程度とする。また、試料調整後の分析については、1 試料あたり 3 回程度の繰り返し測定を実施する。

(3) 機器点検作業

上記(1)及び(2)の試験準備作業、機器分析を実施するために必要なセル設備の点検を行う。また、試料や使用する治工具、施設内及びセル内移送の試料搬出入作業等の機器分析に係る試験準備作業を行う。

試料についてはホット試料又はコールド試料で 3 試料程度とする。また、試料調整後の分析については、1 試料あたり 3 回程度の繰り返し測定を実施する。これらの作業を踏まえ、使用前の点検を実施すること。

(4) 上記試験に係るデータ整理・報告書作成

① 試験・作業記録

上記(1)及び(2)において実施した試験・作業記録を、作業毎に取り纏めて提出する。

② 試験データ集

本件において実施した機器分析に係るデータを随時整理・保管し、報告書としてまとめて提出する。

③ 本試験に係る作成資料

①及び②のほか、本件において必要な関連資料を取り纏めて提出する。

(5) 上記作業に付随する作業

大洗原子力工学研究所、燃料材料開発部及び課内教育等、FMFにおいて共通業務として実施される職場の安全衛生維持等、上記に付随する作業で原子力機構との協議により定められた作業を行う。

6. 検査

- ・書類検査：5. 2項に係る試験・作業記録、試験データ集及び報告書等の内容に不足がないことを確認する。

7. 業務に必要な資格等

- (1) 放射線業務従事者
- (2) 床上操作式クレーン運転技能者
- (3) 玉掛技能者
- (4) 甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者
- (5) 作業責任者認定制度 工事担当者

※ 契約履行開始前までに認定を受けること

8. 支給物品及び貸与品

8. 1 支給品

- 1) 品名：電気、ガス、水、作業資材等消耗品（危険物薬品、除染資材、放射線防護資材等含む）、記録用紙、筆記具等消耗品
- 2) 数量：一式
- 3) 引渡場所：FMF作業場所
- 4) 引渡時期：使用の都度
- 5) 引渡方法：特になし
- 6) その他：特になし

8. 2 貸与品

- 1) 品名：詳細外観装置、部材切断装置、FE-SEM、FIB、TEMの各試験装置、放射線防護資材（管理区域内作業服、靴、綿手、帽子、保護具類）、個人線量計、工具類（測定器含む）、机、椅子（作業エリア含む）、マニュアル及び関連図書、データ整理用OA機器、その他業務実施上必要で、機構が認めたもの
- 2) 数量：一式
- 3) 引渡場所：FMF作業場所
- 4) 引渡時期：使用の都度
- 5) 引渡方法：特になし
- 6) その他：特になし

8. 3 受注者負担
- ・作業服、防寒服

9. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	協議	部数	備考
1	試験・作業記録 ^{*1}	指定なし	作業終了後速やかに		1部	
2	試験データ集 ^{*2}	指定なし	作業終了後速やかに		1部	
3	本試験に係る作成資料 ^{*3}	機構様式 又は指定なし	作成後速やかに		1部	
4	総括責任者届	機構様式	契約締結後速やかに		1部	
5	作業工程表 ^{*4}	指定なし	契約締結後速やかに	○	1部	
6	作業実施要領書	指定なし	契約締結後速やかに	○	1部	
7	従事者名簿	指定なし	作業開始2週間前まで		1部	
8	委任又は下請負届	機構様式	作業開始2週間前まで		1部	下請負等が発生する場合
	個人の信頼性確認に必要な個人情報 ^{*5}	機構様式	作業開始2週間前まで		1部	信頼性確認未実施の場合
9	その他当機構が必要とする書類	指定なし	その都度		必要部数	

*1 本仕様書に定める作業の記録（作業ノート及び写真等による記録）。

*2 本仕様書に定める試験により取得したデータ及び解析したデータをまとめた書類。

*3 本仕様書に定める試験を実施するために必要となる放射線作業届等の書類。

*4 総括責任者と原子力機構側担当者が協議のうえ作成すること。

*5 自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第八号（平成28年9月21日）に示す公的機関証明書类等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書类等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること）

【提出場所】

大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課

10. 検収条件

「6. 試験・検査」の合格、「9. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。

11. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙2「知的財産権特約条項」に定められたとおりと

する。

1 2. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下、「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

1 3. 特記事項

- (1) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有するものを従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。但し、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規程等を遵守するものとし、機構が安全確保の為に指示を行った時は、その指示に従うものとする。なお、社内規程等については、所定の手続きを経て機構内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する場合は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。

連絡先：大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部 集合体試験課

電話 029-267-1919（代表）内線 803-55510

- ① 大洗原子力工学研究所 事業所規程
- ② 大洗原子力工学研究所（南地区）核燃料物質使用施設等保安規定
- ③ 大洗原子力工学研究所 放射線障害予防規程
- ④ 大洗原子力工学研究所 安全管理部長通達
- ⑤ 大洗原子力工学研究所 燃料材料試験施設安全作業要領
- ⑥ 大洗原子力工学研究所 品質保証計画書
- ⑦ 大洗原子力工学研究所 品質保証計画書「燃料材料試験施設に係る要領書」
- ⑧ 大洗原子力工学研究所 環境配慮管理規則
- ⑨ 大洗原子力工学研究所 事故対策規則
- ⑩ 大洗原子力工学研究所 燃料材料開発部事故対策要領
- ⑪ 大洗原子力工学研究所 FMF 安全作業マニュアル
- ⑫ 大洗原子力工学研究所 FMF 機器操作マニュアル

⑬ 大洗原子力工学研究所 FMF 現場対応班事故対策マニュアル

- (4) 受注者は、異常事態等が発生した場合、機構の指示に従い行動するものとする。
- (5) 受注者は、従事者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) 受注者は機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (7) 原子力規制委員会規則第一号（平成 31 年 3 月 1 日）に基づき、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成 31 年 3 月 1 日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分Ⅰ及び区分Ⅱの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））

1 4. グリーン購入法及び環境管理規則の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適応する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
- (3) 受注者は、大洗原子力工学研究所の環境方針を遵守し、省エネルギー、省資源に努めること。
- (4) 受注者は、大洗原子力工学研究所内に乗り入れる車両のアイドリングを禁止し、自動車排気ガスの低減に努めること。

1 5. 協議事項

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

照射燃料集合体試験施設の概要

1. 施設の概要

(1) 施設の構造

照射燃料集合体試験施設（以下「FMF」という。）は、核燃料物質使用施設であり、地下2階、地上4階の鉄筋コンクリート造の耐震耐火構造である。また、管理区域内には核燃料物質等を取扱う、セル、グローブボックス等が設置されている。

管理区域の床面積は約 10,800 m²、非管理区域の床面積は約 3,700 m²である。

(2) 施設内の業務

FMFは、核燃料物質使用施設であり、核燃料物質等を取扱う管理区域は負圧維持されている。高速炉制御棒の照射後試験に関する試験業務（試験に係る装置点検及び資料作成、試験準備作業を含む）及びデータ整理・データ集作成に係る業務を行う。

なお、高速炉制御棒の照射後試験に関する試験業務は、各種法令及び規定、要領等を遵守し適切に遂行する必要がある。

2. 主な設備の内訳

(1) 照射後試験装置

・ Na 洗浄装置	1 式
・ 集合体寸法測定装置	1 式
・ 集合体解体装置	1 式
・ 部材切断装置	1 式
・ 集合体外観検査装置	1 式
・ ピン詳細外観検査装置	1 式
・ ピンパンクチャ試験装置	1 式
・ ピン寸法測定装置	1 式
・ ピン重量測定装置	1 式

・ γ スキャニング装置	1 式
・ ピン切断装置	1 式
・ 特燃再組立装置	1 式
・ 渦電流探傷装置	1 式
・ ガス質量分析装置	1 式
・ 集合体縦型試験装置	1 式
・ 集合体横型試験装置	1 式
・ ピン試験装置	1 式
・ 金相試料調整装置	1 式

別紙 1 (2/3)

・ 光学顕微鏡	1 式
・ 電界放射走査型電子顕微鏡	1 式
・ 透過型電子顕微鏡	1 式
・ 集束イオンビーム加工装置	1 式
・ 二次イオン質量分析計	1 式
・ その他付随設備	1 式

(2) 内装設備

・ ポート L-1 装置	1 式
・ ポート L-3 装置	1 式
・ ニューマチックレンチ装置	2 式
・ 超音波洗浄設備	1 式
・ 溶接装置	1 式
・ H e リーク試験装置	1 式
・ 缶取扱装置	1 式
・ キャスクカー	1 式
・ クレーン	10 式
・ セル照明	144 式
・ その他付随設備	1 式

(3) セル及び付帯設備・機器

・ 試験セル	1 式
・ 除染セル	1 式
・ クリーンセル	1 式
・ 第 2 試験セル	1 式
・ 第 2 除染セル	1 式
・ ラジオグラフィセル	1 式
・ C T 検査室	1 式
・ 金相セル	1 式

・ホットリペア室	1 式
・コンタクトリペア室	1 式
・第2 コンタクトリペア室	1 式
・トランファカート	2 式
・マニプレータ	91 基
(CRL : 50 基、HWM : 41 基)	
・パワーマニプレータ	7 基
・インセルクレーン	7 基
・スプレーチャンバー装置	1 式

別紙 1 (3/3)

・セル内監視設備	12 式
・集合体グリッパ	4 式
・ポート及びハッチ	37 式
・遮へい扉	10 式
・フード	7 式
・クレーン	9 式
・フロッグマン設備	3 式
・冷却水循環設備	1 式
・廃液設備	1 式
・気送管設備	3 式
・インセルフィルタ設備	1 式
・その他付随設備	1 式
(4) 試料管理・核物質管理に係るシステム	
・燃材部試料管理システム	1 式
・本社計量管理システム	1 式
・試料管理業務支援プログラム	1 式
・その他付随設備	1 式
(5) その他試験装置	
・誘導結合プラズマ質量分析計	1 式
・卓上走査型電子顕微鏡	1 式
・卓上粉末 X 線回折装置	1 式
・卓上蛍光 X 線分析装置	1 式

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第 1 条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 3 条第 1 項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第 3 条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 3 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第 2 条第 1 項第 15 号及び同項第 19 号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第 2 条第 1 項第 7 の 2 号、第 9 の 5 号、第 11 号にいう翻案、第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 18 号及び第 19 号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で（第7条に規定する費用を除く。）譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

- 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 30 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から 30 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 2 項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

（単独知的財産権の移転）

- 第 4 条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第 2 条、前条、次条及び第 6 条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第 2 条第 1 項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

（単独知的財産権の実施許諾）

- 第 5 条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第 2 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
 - 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

（単独知的財産権の放棄）

- 第 6 条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（単独知的財産権の管理）

- 第 7 条 甲は、第 2 条第 2 項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第 8 条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第 3 条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第 9 条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第 10 条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第 11 条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第 12 条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知

して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第 13 条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第 14 条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、第 2 条及び第 8 条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第 16 条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第 17 条 第 2 条及び第 8 条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

以上